

○総務省令第六十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四十三條並びに第三百十七條の二第一項及び第三項並びに地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十八條の二第二項及び第六項並びに第十八條の六第一項第八号及び第十七項第八号の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月十二日

総務大臣 野田 聖子

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年總理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

附則

附則

(特定口座年間取引報告書等の申告書への添付等)

(特定口座年間取引報告書等の申告書への添付等)

第十七条 法第四十五条の二第一項若しくは第三百七十七条の二第一項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百七十七条の二第三項の申告書(法附則第三十五条の二の六第八項若しくは第十八項又は法附則第三十五条の三第八項若しくは第十八項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百七十七条の二第四項の規定による申告書を含む。)に政令附則第十八条の二第二項又は第六項に規定する明細書を添付すべき道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、当該申告書にこれらの明細書と併せて租税特別措置法施行令第二十五条の十の十第二項に規定する特定口座年間取引報告書若しくはその写し又は当該特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を記録した所得税法施行令第二百六十二条第二項に規定する電子証明書等に係る同条第一項に規定する電磁的記録印刷書面(以下この条において「特定口座年間取引報告書等」という。)(二以上の法附則第三十五条の二の四第一項に規定する特定口座(前年において租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項の規定の適用があるものを除く。以下この項において「特定口座」という。)を有する場合には、当該二以上の特定口座に係る特定口座年間取引報告書等及びこれらの合計表(政令附則第十八条の四第四項に規定する合計表をいう。)(の添付をする場合には、当該明細書には、附則第十五条第一項の規定にかかわらず、当該添付をする特定口座年間取引報告書等に記載がされた上場株式等(法附則第三十五条の二の四第一項に規定する上場株式等をいう。)(に係るこれらの規定による記載は、要しない。

第十七条 法第四十五条の二第一項若しくは第三百七十七条の二第一項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百七十七条の二第三項の申告書(法附則第三十五条の二の六第八項若しくは第十八項又は法附則第三十五条の三第八項若しくは第十八項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百七十七条の二第四項の規定による申告書を含む。)に政令附則第十八条の二第二項又は第六項に規定する明細書を添付すべき道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、当該申告書にこれらの明細書と併せて租税特別措置法施行令第二十五条の十の十第二項に規定する特定口座年間取引報告書又はその写し(以下この条において「特定口座年間取引報告書等」という。)(二以上の法附則第三十五条の二の四第一項に規定する特定口座(前年において租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項の規定の適用があるものを除く。以下この項において「特定口座」という。)を有する場合には、当該二以上の特定口座に係る特定口座年間取引報告書等及びこれらの合計表(政令附則第十八条の四第四項に規定する合計表)の添付をする場合には、当該明細書には、附則第十五条第一項の規定にかかわらず、当該添付をする特定口座年間取引報告書等に記載がされた上場株式等(法附則第三十五条の二の四第一項に規定する上場株式等をいう。)(に係るこれらの規定による記載は、要しない。

[2 略]

[2 同上]

第二十條 [略]  
(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第二十條 [同上]  
(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

[2・3 略]

[2・3 同上]

4 政令附則第十八条の六第一項第八号又は第十七項第八号に規定する総務省令で定める契約は、特定中小会社との間で締結する特定株式に係る投資に関する条件を定めた契約で中小企業等経営強化法施行規則(平成十一年通商産業省令第七十四号)第五条第二項第三号二に規定する投資に関する契約に該当するものとする。

4 政令附則第十八条の六第一項第八号又は第十七項第八号に規定する総務省令で定める契約は、特定中小会社との間で締結する特定株式に係る投資に関する条件を定めた契約で中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則(平成十一年通商産業省令第七十四号)第五条第二項第三号二に規定する投資に関する契約に該当するものとする。

[5~8 略]

[5~8 同上]

第三号様式別表裏面(第二条関係)

第三号様式別表裏面(第二条関係)

〔様式〕別紙二〔挿入〕

〔様式〕別紙一〔挿入〕

第五号の四様式表面(第二条関係)

第五号の四様式表面(第二条関係)

〔様式〕別紙四〔挿入〕

〔様式〕別紙三〔挿入〕

第五号の五様式(第二条関係)

第五号の五様式(第二条関係)

〔様式〕別紙六〔挿入〕

〔様式〕別紙五〔挿入〕

第五号の十三様式(第一条の二関係)

第五号の十三様式(第一条の二関係)

〔様式〕別紙八〔挿入〕

〔様式〕別紙七〔挿入〕

第五十三号様式（附則第二十条関係）

〔様式〕別紙十 挿入

第五十四号様式（附則第二十条関係）

〔様式〕別紙十二 挿入

第五十三号様式（附則第二十条関係）

〔様式〕別紙九 挿入

第五十四号様式（附則第十五条の二関係）

〔様式〕別紙十一 挿入

備考 表中及び表中に挿入される別紙の「」の記載は注記である。

## 附 則

この省令は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、附則第十七条第一項の改正規定は、平成三十二年一月一日から施行する。



◎税額の計算方法

- 総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
- 課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
- 税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
- 所得割額⑥－均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
- 特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

- (注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
- 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
- 3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

- ◎税率
  - ・均等割
  - 市町村民税 円 道府県民税 円
  - ・所得割（総合課税分）
  - 市町村民税 % 道府県民税 %

◎所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額(10万円)と総所得金額等の5%のいずれか低い金額(限度額200万円)

※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合  
特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)

◎税額の計算方法

- 総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
- 課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
- 税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
- 所得割額⑥－均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
- 特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

- (注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
- 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
- 3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

- ◎税率
  - ・均等割
  - 市町村民税 円 道府県民税 円
  - ・所得割（総合課税分）
  - 市町村民税 % 道府県民税 %

◎所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額(10万円)と総所得金額等の5%のいずれか低い金額(限度額200万円)

※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合  
特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)

◎税額の計算方法

- 総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
- 課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
- 税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
- 所得割額⑥－均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
- 特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

- (注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
- 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
- 3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

- ◎税率
  - ・均等割
  - 市町村民税 円 道府県民税 円
  - ・所得割（総合課税分）
  - 市町村民税 % 道府県民税 %

◎所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額(10万円)と総所得金額等の5%のいずれか低い金額(限度額200万円)

※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合  
特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)

社会保険料等	支払金額	
	支払金額	控除額
生命	新12,000円以下 12,000円超32,000円以下 32,000円超56,000円以下 56,000円超	全額 支払金額の1/2+6,000円 支払金額の1/4+14,000円 28,000円
保	15,000円以下 15,000円超40,000円以下 40,000円超70,000円以下	全額 支払金額の1/2+7,500円 支払金額の1/4+17,500円
険	70,000円以下	35,000円
料	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人生命保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)	
控	一般生命保険料又は個人生命保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)	
除	障害者控除(特別障害者の場合) 同居特別障害者の場合	2.6万円 3.0万円 5.3万円
除	寡妻(寡夫)控除(特別寡婦の場合)	2.6万円 3.0万円
除	勤労学生控除	2.6万円
地	支払金額	控除額
産	50,000円以下	支払金額の1/2
業	50,000円超	25,000円
保	5,000円以下	全額
険	5,000円超15,000円以下	支払金額の1/2+2,500円
料	15,000円超	10,000円
控	地産保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円	

配偶者控除	一般老人	3万円	3万円
所得金額	所得金額	控除額	控除額
38万円超45万円未満	38万円超45万円未満	3万円	3万円
45万円以上50万円未満	45万円以上50万円未満	3万円	3万円
50万円以上55万円未満	50万円以上55万円未満	2.6万円	2.6万円
55万円以上60万円未満	55万円以上60万円未満	2.1万円	2.1万円
60万円以上65万円未満	60万円以上65万円未満	1.6万円	1.6万円
65万円以上70万円未満	65万円以上70万円未満	1.1万円	1.1万円
70万円以上75万円未満	70万円以上75万円未満	6万円	6万円
75万円以上76万円未満	75万円以上76万円未満	3万円	3万円
76万円以上	76万円以上	0円	0円
障害者控除	障害者控除(特別障害者の場合) 同居特別障害者の場合	2.6万円 3.0万円 5.3万円	
寡妻(寡夫)控除	寡妻(寡夫)控除(特別寡婦の場合)	2.6万円 3.0万円	
勤労学生控除	勤労学生控除	2.6万円	
扶	一 般	3万円	
養	老 人	3万円	
控	特 定	4.5万円	
除	同 居 老 親 等	4.5万円	
基 礎 控 除	基 礎 控 除	3万円	

◎税額控除(調整控除)

- 合計課税所得金額が200万円以下の者の次の①と②のいずれか少ない額の5% (道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額
- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合に
- ②合計課税所得金額に相当する金額を合算した金額

- 合計課税所得金額が200万円超の者の①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額
- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合に
- ②合計課税所得金額に相当する金額を合算した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	配偶者控除	一般 5万円
普通	1万円	老人	1.0万円
障害者控除	特別 1.0万円	配偶者特別控除	38万円超40万円未満 5万円
同居特別	2.2万円	40万円以上45万円未満 3万円	
寡婦	一般 1万円	一般	5万円
控除	特別 5万円	特定	1.8万円
寡夫控除	1万円	扶養控除	老人 1.0万円
勤労学生控除	1万円	同居老親等	1.3万円

◎税額控除(調整控除)

- 合計課税所得金額が200万円以下の者の次の①と②のいずれか少ない額の5% (道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額
- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合に
- ②合計課税所得金額に相当する金額を合算した金額

- 合計課税所得金額が200万円超の者の①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額
- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合に
- ②合計課税所得金額に相当する金額を合算した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	配偶者控除	一般 5万円
普通	1万円	老人	1.0万円
障害者控除	特別 1.0万円	配偶者特別控除	38万円超40万円未満 5万円
同居特別	2.2万円	40万円以上45万円未満 3万円	
寡婦	一般 1万円	一般	5万円
控除	特別 5万円	特定	1.8万円
寡夫控除	1万円	扶養控除	老人 1.0万円
勤労学生控除	1万円	同居老親等	1.3万円

◎税額控除(調整控除)

- 合計課税所得金額が200万円以下の者の次の①と②のいずれか少ない額の5% (道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額
- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合に
- ②合計課税所得金額に相当する金額を合算した金額

- 合計課税所得金額が200万円超の者の①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額
- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合に
- ②合計課税所得金額に相当する金額を合算した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	配偶者控除	一般 5万円
普通	1万円	老人	1.0万円
障害者控除	特別 1.0万円	配偶者特別控除	38万円超40万円未満 5万円
同居特別	2.2万円	40万円以上45万円未満 3万円	
寡婦	一般 1万円	一般	5万円
控除	特別 5万円	特定	1.8万円
寡夫控除	1万円	扶養控除	老人 1.0万円
勤労学生控除	1万円	同居老親等	1.3万円

◎税額控除(配当控除)

種 類	課税所得金額 1,000万円 以下の部分		1,000万円 超の部分	
	市町村民税	道府県民税	市町村民税	道府県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨債以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨債等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

- 前年分の所得税において平成21年から33年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合は、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額をたし、居住年が平成26年から平成33年までであって、特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
- ① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
- ② 前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前金額)

区 分	市町村民税	道府県民税
市町村民税	3/5	道府県民税 2/5

◎税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

区 分	市町村民税	道府県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

◎税額控除(寄附金税額控除)

- 前年次に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額
- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 住所地の道府県共同基金又は日本赤十字社の支部に対する寄附金

- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
- 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

- 前年分の所得税において平成21年から33年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合は、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額をたし、居住年が平成26年から平成33年までであって、特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
- ① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
- ② 前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前金額)

区 分	市町村民税	道府県民税
市町村民税	3/5	道府県民税 2/5

区 分	市町村民税	道府県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

◎税額控除(寄附金税額控除)

- 前年次に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額
- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 住所地の道府県共同基金又は日本赤十字社の支部に対する寄附金

- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
- 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

- 前年分の所得税において平成21年から33年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合は、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額をたし、居住年が平成26年から平成33年までであって、特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
- ① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
- ② 前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前金額)

区 分	市町村民税	道府県民税
市町村民税	3/5	道府県民税 2/5

区 分	市町村民税	道府県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

- 備考 1 市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
- 2 受給者番号は、給与支払報告書(個人別明細書)に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。
- 3 市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。
- 4 差引納付額欄は、特別徴収税額⑧から既納付額⑩を差し引いた額から控除不足額⑨又は既充当額⑩のいずれか大きい方の額を差し引くこと。
- 5 変更前税額⑩欄は、税額を変更する前に既に通知した額を記載すること。
- 6 地方自治法第252条の19第1項の市にあっては、裏面欄「2%」とあるのは「1%」と、「3%」とあるのは「4%」と、「1.6%」とあるのは「2.24%」と、「0.8%」とあるのは「1.12%」と、「0.4%」とあるのは「0.56%」と、「1.2%」とあるのは「0.56%」と、「0.6%」とあるのは「0.28%」と、「0.3%」とあるのは「0.14%」と、「0.2%」とあるのは「0.28%」と、「0.15%」とあるのは「0.07%」と、「市町村民税 3/5 道府県民税 2/5」とあるのは「市町村民税 4/5 道府県民税 1/5」と、「4%」とあるのは「2%」と、「6%」とあるのは「8%」と、「5分の2」とあるのは「5分の1」と、「5分の3」とあるのは「5分の4」とする。

平成 年度分 市町村民税 申告書  
道府県民税

表

この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

〔第五号の四様式表面（第二条関係） 別紙三〕

市町村長殿		現住所	整理番号
提出年月日		1月1日現在の住所	業種又は職業
年	月	フリガナ	電話番号
日		氏名	個人番号
		生年 明・大 昭・平	印
		世帯主の氏名	続柄

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差し引損失のうち災害関連支出の金額
⑪ 医療費控除	支払った医療費	保険金などで補填される金額	
⑫ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	
⑬ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	
	介護医療保険料の計		
⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	
⑯～⑰ 障害者控除	⑯ □ 寡婦(寡夫)控除 □ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未帰還	⑰ □ 勤労学生控除 (学校名)	
⑱～⑳ 配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者氏名	生年月日	配偶者の合計所得金額
㉑ 扶養控除	氏名	生年月日	同居・別居の区分
	氏名	生年月日	同居・別居の区分
	氏名	生年月日	同居・別居の区分
	氏名	生年月日	同居・別居の区分

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円
		農業	イ	
		不動産	ウ	
		利子	エ	
		配当	オ	
		給与	カ	
		公的年金等	キ	
		その他	ク	
		短期	ケ	
		長期	コ	
2 所得金額	事業	営業等	①	
		農業	②	
		不動産	③	
		利子	④	
		配当	⑤	
		給与	⑥	
		雑	⑦	
		総合譲渡・一時	⑧	
		合計	⑨	
	4 所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑩	
医療費控除		⑪		
社会保険料控除		⑫		
小規模企業共済等掛金控除		⑬		
生命保険料控除		⑭		
地震保険料控除		⑮		
寡婦(寡夫)控除		⑯		
勤労学生・障害者控除		⑰～⑱		
配偶者控除		⑲		
配偶者特別控除		⑳		
扶養控除	㉑			
基礎控除	㉒	330,000		
合計	㉓			

分離課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出して下さい。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(平成 年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)  
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。(切り取らないでください。)

平成 年度分市町村民税・道府県民税申告書受付書

住所		受付日付印
氏名		

平成 年度分 市町村民税 申告書  
道府県民税

表

〔第五号の四様式表面（第二条関係）別紙四〕

この申告書に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書（分離課税等用）」を合わせて提出してください。

市町村長殿	現住所	整理番号
	1月1日現在の住所	業種又は職業
	フリガナ	電話番号
提出年月日	氏名	個人番号
年 月 日	生年 月 日 明・大 昭・平	世帯主の氏名
	印	続柄

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
⑪ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	
⑫ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	
⑬ 合 計			
⑭ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	
	介護医療保険料の計		
⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	
⑯～⑰ 障害者控除	⑯ □寡婦(寡夫)控除 □死別 □生死不明 □離婚 □未帰還	⑰ □勤労学生控除 (学校名)	
⑱～⑳ 配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者氏名	生年月日	配偶者の合計所得金額
	配偶者氏名	生年月日	配偶者の合計所得金額
㉑ 扶養控除	氏名	生年月日	同居・別居の区分
	氏名	生年月日	同居・別居の区分
	氏名	生年月日	同居・別居の区分
	氏名	生年月日	同居・別居の区分
16歳未満の扶養親族(控除対象外)	氏名	生年月日	同居・別居の区分
	氏名	生年月日	同居・別居の区分
	氏名	生年月日	同居・別居の区分

1 収入金額等	事業	営業等	ア
		農業	イ
		不動産	ウ
		利子	エ
		配当	オ
		給与	カ
	雑	公的年金等	キ
		その他	ク
	総合譲渡	短期	ケ
		長期	コ
	一時	サ	
2 所得金額	事業	営業等	①
		農業	②
		不動産	③
		利子	④
		配当	⑤
		給与	⑥
		雑	⑦
	総合譲渡・一時	⑧	
	合計	⑨	
4 所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑩	
	医療費控除	⑪	
	社会保険料控除	⑫	
	小規模企業共済等掛金控除	⑬	
	生命保険料控除	⑭	
	地震保険料控除	⑮	
	寡婦(寡夫)控除	⑯	
	勤労学生、障害者控除	⑰～⑱	
	配偶者控除	⑲	
	配偶者特別控除	⑳	
扶養控除	㉑		
基礎控除	㉒	330,000	
合計	㉓		

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(平成 年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)  
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。(切り取らないでください。)

平成 年度分市町村民税・道府県民税申告書受付書

住所	受付日付印
氏名	







外国の所得税等の額の控除に関する明細書

氏名 \_\_\_\_\_

この明細書は、外国において課された所得税等の額を地方税法第37条の3及び第314条の8の規定によつて道府県民税及び市町村民税の所得割額から控除を受けようとする場合に、市町村民税 申告書に添付して提出して下さい。  
道府県民税

当年分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当 年 分 限 の 度 額	所得税法第95条第1項に規定する 控除限度額 (イ)	円	当 年 分 余 の 裕 額	国税の控除余裕額(イ)-(ホ)	(ハ)	円
	(イ)の額に $\frac{12}{100}$ を乗じて計算した金額 (ロ)			道府県民税の控除余裕額 {(イ)+(ロ)-(ホ)}又は(ロ)のうち低い金額 (ト)		
	(イ)の額に $\frac{18}{100}$ を乗じて計算した金額 (ハ)			市町村民税の控除余裕額 (ニ)-(ホ)又は(ハ)のうち低い金額 (チ)		
	計 (イ)+(ロ)+(ハ)	(ニ)		計 (ハ)+(ト)+(チ)	(リ)	
当年において課された外国税額 (ホ)			当年分の控除限度額を超える 外国税額 {(ホ)-(ニ)}			(ス)

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

控除余裕額又は 控除限度額を超 える外国税額の 生じた年	控 除 余 裕 額									控除限度額を超える外国税額		
	国 税			道 府 県 民 税			市 町 村 民 税			前年 からの 繰 越 額	当 年 分 と み な す 額	翌 年 繰 越 額
	前年 からの 繰 越 額	当 年 に 加 算 す る 額	翌 年 繰 越 額	前年 からの 繰 越 額	当 年 に 加 算 す る 額	翌 年 繰 越 額	前年 からの 繰 越 額	当 年 に 加 算 す る 額	翌 年 繰 越 額			
平成 年	(1) 円	円	/	(2) 円	円	/	(3) 円	円	/	(1) 円	円	/
平成 年	(4)		円	(5)		円	(6)		円	(2)		円
平成 年	(7)			(8)			(9)			(3)		
合 計	(6)	(7)		(7)	(8)		(9)	(10)		(11)	(12)	
当 年 分	(ハ)の額	(イ)の額	(ハ)-(イ)の額	(ト)の額	(ロ)の額	(ト)-(ロ)の額	(チ)の額	(リ)の額	(チ)-(リ)の額	(ス)の額	(7)+(8)+(9)の額	(ス)-{(7)+(8)+(9)の額}
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
前3年以内 の控除余裕 額の当年 の限度額への 加算額	国 税	(6)のうち(イ)に充てられる額	(7)	(7)	前3年以内 の控除限度 額を超える 外国税額の 当年への繰 越額	国 税	(1)のうち(ハ)に充てられる額	(7)	円			
	道府県民税	(7)のうち(ロ)に充てられる額	(8)	(8)		道府県民税	(1)-(7)のうち(ト)に充てられる額	(8)				
	市町村民税	(9)のうち(チ)に充てられる額	(10)	(10)		市町村民税	(1)-(7)-(8)のうち(チ)に充てられる額	(9)				
	計	(7)+(8)+(9)	(11)	(11)		計	(7)+(8)+(9)	(12)				

前年度以前3年度内の控除未済外国税額の明細

控除未済外国税 額の生じた年度	道 府 県 民 税			市 町 村 民 税		
	控除未済 外国税額 (イ)	当該年度 控 除 額 (ロ)	翌年度繰越額 (イ)-(ロ) (ハ)	控除未済 外国税額 (イ)	当該年度 控 除 額 (ロ)	翌年度繰越額 (イ)-(ロ) (ハ)
平成 年度	円	円	/	円	円	/
平成 年度			円			円
平成 年度						
当該年度分	/	/		/	/	
計	円	円		円	円	

備考

- 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細」欄中「前年からの繰越額」欄は、前年から引き継いだ控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額を、  
「当年に加算する額」欄又は「当年分とみなす額」欄は、当年において控除限度額に加算すべき控除余裕額又は当年において繰越控除すべき控除限度額を超える外国税額を、  
「翌年繰越額」欄は、翌年に引き継ぐべき控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額をそれぞれ記載すること。
- 「控除余裕額」欄の各「当年に加算する額」欄は、各「前年からの繰越額」欄の前3年以内の各年の控除余裕額のうち、番号順に(x)の金額に充てられるものを、国税、道府県民税、市町村民税の別に記載すること。
- 「控除限度額を超える外国税額」欄の「当年分とみなす額」欄は、「前年からの繰越額」欄の前3年以内の各年における控除限度額を超える外国税額のうち、番号順に、順次(リ)の金額に充てられるものを記載すること。

「第五号の十三様式(第二条の二関係)

別紙七

外国の所得税等の額の控除に関する明細書

氏名 \_\_\_\_\_

この明細書は、外国において課された所得税等の額を地方税法第37条の3及び第314条の8の規定によつて道府県民税及び市町村民税の所得割額から控除を受けようとする場合に、市町村民税、道府県民税の申告書に添付して提出して下さい。

当年分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当 年 分 の 控 除 限 度 額	所得税法第95条第1項に規定する 控除限度額	(イ)	円	当 年 分 の 控 除 余 裕 額	国税の控除余裕額(イ)-(ホ)	(ハ)	円	
	(イ)の額に $\frac{12}{100}$ を乗じて計算した金額	(ロ)			道府県民税の控除余裕額 {(イ)+(ロ)-(ホ)}又は(ロ)のうち低い金額	(ト)		
	(イ)の額に $\frac{18}{100}$ を乗じて計算した金額	(ニ)			市町村民税の控除余裕額 (ニ)-(ホ)又は(ニ)のうち低い金額	(チ)		
	計	(イ)+(ロ)+(ニ)	(ク)		計	(ハ)+(ト)+(チ)	(リ)	
当年において課された外国税額				(ケ)	当年分の控除限度額を超える 外国税額 {(ホ)-(ク)}			(ス)

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

控除余裕額又は 控除限度額を超える 外国税額の 生じた年	控 除 余 裕 額									控除限度額を超える外国税額		
	国 税			道 府 県 民 税			市 町 村 民 税			前年か らの繰 越額	当年分 とみな す額	翌年 繰越額
	前年か らの繰 越額	当年に 加算す る額	翌年 繰越額	前年か らの繰 越額	当年に 加算す る額	翌年 繰越額	前年か らの繰 越額	当年に 加算す る額	翌年 繰越額			
平成 年	(1)	円		(2)	円		(3)	円		(1)	円	
平成 年	(4)			(5)			(6)			(2)		
平成 年	(7)			(8)			(9)			(3)		
合 計	(ホ)	(ロ)	(ニ)	(ヘ)	(ミ)	(セ)	(イ)	(チ)	(リ)	(ク)	(ス)	(テ)
当 年 分	(ハ)の額	(ト)の額	(ニ)-(ロ)の額	(ハ)の額	(ミ)の額	(セ)-(ミ)の額	(イ)の額	(チ)の額	(リ)-(チ)の額	(ス)の額	(ク)+(ス)の額	(セ)-(ク)+(ミ)+(チ)の額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

前3年以内 の控除余裕 額の当年の 限度額への 加算額	国 税	(ロ)のうち(ス)に充 てられる額	(ウ)	(ク)	前3年以内 の控除限度 額を超える 外国税額の 当年への繰 越額	国 税	(レ)のうち(ハ)に充 てられる額	(イ)
	道府県民税	(ロ)のうち(ス)に充 てられる額	(ヘ)	(ク)		道府県民税	(レ)-(イ)のうち(ト)に 充てられる額	(ミ)
	市町村民税	(ロ)のうち(ス)に充 てられる額	(セ)	(ク)		市町村民税	(レ)-(イ)-(ミ)のうち (チ)に充てられる額	(ニ)
	計	(イ)+(ミ)+(ニ)	(ク)	(ク)		計	(イ)+(ミ)+(ニ)	(ク)

前年度以前3年度内の控除未済外国税額の明細

控除未済外国税 額の生じた年度	道 府 県 民 税			市 町 村 民 税		
	控除未済 外国税額	当該年度 控 除 額	翌年度繰越額 (イ)-(ロ)	控除未済 外国税額	当該年度 控 除 額	翌年度繰越額 (イ)-(ロ)
平成 年度	円			円		
平成 年度						
平成 年度						
当該年度分						
計	円			円		

備考

- 地方自治法第252条の19第1項の市にあっては、この様式中「 $\frac{12}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{6}{100}$ 」と、「 $\frac{18}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{24}{100}$ 」とする。
- この様式の記載の要領は、次によること。  
 (1) 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細」欄中「前年からの繰越額」欄は、前年から引き継いだ控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額を、「当年に加算する額」欄又は「当年分とみなす額」欄は、当年において控除限度額に加算すべき控除余裕額又は当年において繰越控除すべき控除限度額を超える外国税額を、「翌年繰越額」欄は、翌年に引き継ぐべき控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額をそれぞれ記載すること。  
 (2) 「控除余裕額」欄の各「当年に加算する額」欄は、各「前年からの繰越額」欄の前3年以内の各年の控除余裕額のうち、番号順に(ス)の金額に充てられるものを、国税、道府県民税、市町村民税の別に記載すること。  
 (3) 「控除限度額を超える外国税額」欄の「当年分とみなす額」欄は、「前年からの繰越額」欄の前3年以内の各年における控除限度額を超える外国税額のうち、番号順に、順次(リ)の金額に充てられるものを記載すること。

「第五号の十三様式(第二条の二関係)別紙八」

## 特定投資株式の譲渡損失明細書

氏名 \_\_\_\_\_

前年分の一般株式等に係る譲渡所得等に係る所得金額が赤字の方であって、その赤字のうちに特定投資株式の譲渡損失がある方で、その損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の年度分の市町村民税及び道府県民税の所得金額の計算上控除を受けようとする方は、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

### 特定譲渡損失の金額の計算

（赤字の金額は、△を付けなくて書いてください。）

一般株式等に係る譲渡所得等の金額	①	円
特定投資株式の譲渡による損失の金額 （損失の金額がない場合には0と書いてください。）	②	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額 （損失の金額がない場合には0と書いてください。）	③	
特定譲渡損失の金額 〔①の赤字の金額と（②+③）の赤字の金額のうち、いずれか小さい金額。〕	④	

○ 「特定投資株式」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する一定の特定中小企業者に該当する株式会社等（以下「特定中小会社」といいます。）の設立の際に発行された株式又は設立の日後に発行された特定中小会社の株式で、その特定中小会社との間で締結されたその株式に係る投資に関する条件を定めた一定の契約に基づき払込みにより取得したものをいいます。

（備考）

- 1 「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」欄には、前年中において行った一般株式等の譲渡について、収入金額から必要経費等を差し引いて発生した譲渡所得等の金額を記載すること。
- 2 「特定投資株式の譲渡による損失の金額」欄には、前年中において行った特定投資株式の譲渡について、収入金額から必要経費等を差し引いて発生した損失の金額を記載すること。
- 3 「特定投資株式の価値喪失による損失の金額」欄には、前年中において、株式としての価値を失ったことにより生じた損失の金額を記載すること。

## 特定投資株式の譲渡損失明細書

氏名 \_\_\_\_\_

前年分の一般株式等に係る譲渡所得等に係る所得金額が赤字の方であって、その赤字のうちに特定投資株式の譲渡損失がある方で、その損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の年度分の市町村民税及び道府県民税の所得金額の計算上控除を受けようとする方は、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

### 特定譲渡損失の金額の計算

（赤字の金額は、△を付けなくて書いてください。）

一般株式等に係る譲渡所得等の金額	①	円
特定投資株式の譲渡による損失の金額 （損失の金額がない場合には0と書いてください。）	②	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額 （損失の金額がない場合には0と書いてください。）	③	
特定譲渡損失の金額 〔①の赤字の金額と（②+③）の赤字の金額のうち、いずれか小さい金額。〕	④	

○ 「特定投資株式」とは、中小企業等経営強化法に規定する一定の特定中小企業者に該当する株式会社等（以下「特定中小会社」といいます。）の設立の際に発行された株式又は設立の日後に発行された特定中小会社の株式で、その特定中小会社との間で締結されたその株式に係る投資に関する条件を定めた一定の契約に基づき払込みにより取得したものをいいます。

（備考）

- 1 「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」欄には、前年中において行った一般株式等の譲渡について、収入金額から必要経費等を差し引いて発生した譲渡所得等の金額を記載すること。
- 2 「特定投資株式の譲渡による損失の金額」欄には、前年中において行った特定投資株式の譲渡について、収入金額から必要経費等を差し引いて発生した損失の金額を記載すること。
- 3 「特定投資株式の価値喪失による損失の金額」欄には、前年中において、株式としての価値を失ったことにより生じた損失の金額を記載すること。

# 特定投資株式の譲渡損失繰越控除明細書

氏 名 \_\_\_\_\_

平成 年 から平成 年 までの間に生じた特定投資株式に係る譲渡損失の金額で、平成 年度分以前の各年度分の市町村民税及び道府県民税の一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上引き切れなかった損失の金額があるときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

損 失 の 生 じ た 年	損失が生じた年の損失額で、その年の 末日の属する年度の翌々年度分へ繰り 越した損失額  (a) 円	前々年度分及び前年度分の所得金額の 計算上差し引かれた損失額  (b) 円	本年度分以後に繰り越して差し引かれ る損失額  (a) - (b) 円
平成 年			
平成 年			
平成 年		/	

平成 年 1月 1日現在の住所が他の市町村にあった方は、その住所を下に書き入れてください。

都道 郡 町  
 市 (大字) 丁目 (字) 番地 方  
 府県 区 村

---

○ 「特定投資株式」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する一定の特定中小企業者に該当する株式会社等（以下「特定中小会社」といいます。）の設立の際に発行された株式又は設立の日後に発行された特定中小会社の株式で、その特定中小会社との間で締結されたその株式に係る投資に関する条件を定めた一定の契約に基づき払込みにより取得したものをいいます。

## 特定投資株式の譲渡損失繰越控除明細書

氏 名 \_\_\_\_\_

平成 年 から平成 年 までの間に生じた特定投資株式に係る譲渡損失の金額で、平成 年度分以前の各年度分の市町村民税及び道府県民税の一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上引き切れなかった損失の金額があるときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

損 失 の 生 じ た 年	損失が生じた年の損失額で、その年の 末日の属する年度の翌々年度分へ繰り 越した損失額  (a) 円	前々年度分及び前年度分の所得金額の 計算上差し引かれた損失額  (b) 円	本年度分以後に繰り越して差し引かれ る損失額  (a) - (b) 円
平 成 年			
平 成 年			
平 成 年		/	

平成 年 1月 1日現在の住所が他の市町村にあった方は、その住所を下に書き入れてください。

都道 郡 町  
 市 (大字) 丁目 (字) 番地 方  
 府県 区 村

---

○ 「特定投資株式」とは、中小企業等経営強化法に規定する一定の特定中小企業者に該当する株式会社等（以下「特定中小会社」といいます。）の設立の際に発行された株式又は設立の日後に発行された特定中小会社の株式で、その特定中小会社との間で締結されたその株式に係る投資に関する条件を定めた一定の契約に基づき払込みにより取得したものをいいます。